

「杉並区教育委員会と第一東京弁護士会との いじめ防止授業に関する連携協定」を 締結しました

区では、児童一人ひとりがいじめ問題に対して主体的に関われるようにすることを目的として、小学校第4学年児童及び中学校第1年生徒を対象に弁護士によるいじめに関する授業を実施するため、第一東京弁護士会と協定を締結しました。

○協定名

杉並区教育委員会と第一東京弁護士会とのいじめ防止授業に関する連携協定

○協定締結の経緯

区では、全ての子どもが安心して学び、自分らしく生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、「杉並区いじめの防止等に関する条例」を4月1日に施行しました。

この条例施行を受け、いじめに対して児童・生徒が主体的に考えることが重要であることから今回の協定を締結することとなりました。



○協定の目的

いじめは、心理的・物理的な影響を与える行為であり、その行為の相手が心身の苦痛を感じているものであり、自分ではいじめたと思わなくても、相手がいじめられたと感じる行為はいじめとなること、いかなる理由があってもいじめは許されないということなどを児童・生徒が理解することを目的としています。

協定の締結にあたり^{しぶや}渋谷 ^{まさひろ}正宏教育長は「本日の協定締結によるいじめ防止授業を子どもが受けることで、いじめの未然防止になると大きく期待しています。今後も第一東京弁護士会との協力・連携体制を構築し、子どもが安心して充実した学校生活を送ることができるようにしてまいりたいと思います。」と述べました。

また、第一東京弁護士会会長の^{さとう}佐藤 ^{あきひろ}彰弘氏は「本日の協定締結がいじめ防止となるように連携していく所存です。また、学校の諸問題についてもお役に立つことがあれば、今後ご相談ください。」と話されました。

【報道機関 問い合わせ先】

教育人事・指導課学校問題対応支援係（愛称：^{シダー}CEDAR）：03-3312-2111 内線 1651
総務部広報課報道係：03-3312-2111 内線 1575